

## 権利関係②⑤ 相隣関係

### ○×式確認問題 【問題】

\* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 土地の所有者は、隣地との境界近くで建物を修繕する場合でも、隣人自身の承諾がない限り、隣地に立ち入ることはできない。
- 2 土地の分筆により袋地となった土地の所有者は、公路に出るため、その分筆後の残余地を通行する権利を有するが、その残余地が第三者に譲渡された後には、他の周りの土地についても通行することができる。
- 3 袋地を譲り受けた者は、所有権移転の登記を経る前であっても、公路に出るために、その袋地の周りの土地を自由に通行することができる。
- 4 隣地の竹木の枝が境界線を越えて侵入している場合は、これを竹木の所有者に切り取るように請求することができるが、自分で切り取ることはできない。
- 5 隣地の竹木の根が境界線を越えて侵入している場合は、これを竹木の所有者に切り取るように請求することができるが、自分で切り取ることはできない。